

街づくりに関する用語集

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市計画法に定められた制度です。「今の良好な住宅地を守りたい」「道路の渋滞がひどくて困る」「のんびりできる公園が欲しい」「この頃商店街に活気がない」など、まちづくりの課題はたくさんあります。このような様々な課題のうち、例えば工場と住宅をどのように分けていくのか、道路の渋滞をどうやって解消するのか、あるいは、みどりや公園はどうでしょうか、といった一般的に都市計画と呼ばれている分野について、計画を進めていくときの方針として、平成11年3月に定められたものです。

地区計画とは

地区計画とは、皆さんの住んでいる比較的身近でまとまった地区を単位として、そこに住んでいる皆さんの意見を反映し、都市計画法に基づいて市が決定する制度です。その地区の特性を活かし、将来どのようなまちにするかといった目標と、そのためのルールを決めていき、その結果建物の用途・高さなどを定め、道路や緑地、公園などを整備していくことによって、そこにふさわしいまちをつくりあげていこうというものです。地区住民の多数の合意を条件としていて、定められる内容には制限があります。

建築協定とは

建築協定とは、土地の所有者等の合意によって、建築基準法の一般的な基準以上の高い基準を定めて、住みよいまちづくりを図る制度で、市に届け出て認可を受けることによって、合意した当事者はもとより、土地や家を買ったりして、後からその地区に入ってきた人もその約束を守らなければならない制度です。つまり、住民自らが定めたまちづくりの約束を自らの意志と力で長期間にわたって守り合いまちづくりを実現していくものです。

都市計画提案制度とは

都市計画提案制度とは、「都市計画マスタープラン」「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」など都市計画の基本的な方針を除く都市計画に関する事項について、住民等の自主的なまちづくりの推進や、地域の活性化を図りやすくするため、土地所有者やまちづくりNPO法人等が、市並びに県などへ都市計画の提案ができる制度です。街づくり活動推進条例に定める「街づくり団体」も、一定の条件を満たした場合、市への提案ができます。提案の要件としては、土地所有者などの2/3以上の同意などがあります。詳しくは、窓口でお尋ねください。

相模原市 街づくり活動推進条例



市民主体による街づくり 活動を推進するために

街づくり活動、街づくり活動推進条例へのご相談、お問い合わせは下記までお寄せください。

相模原市役所 都市部街づくり支援課

相模原市中央2-11-15 TEL042-769-9252(直通) FAX 042-754-8490
Eメール machidukuri@city.sagamihara.kanagawa.jp

相模原市

わたしたちの街を 魅力的で住み良い街にしたいと 感じていませんか？



魅力的な街並み
をつくりたい



もっと活気のある
街にしたい



今ある街の良い環境を
残していきたい



街の好きなところを
残していきたい



わたしたちの手で
街を築いていきたい

街づくり活動推進条例について

【目的】

本市の街づくりにおける基本理念を定め、市民、開発事業者及び市の責務と市民主体による地域の特性を生かした魅力ある街づくり活動を推進するために必要となる基本的な事項を定めることにより、本市の都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」の実現に寄与することを目的とする。

【基本理念】

- 市民は、将来にわたって健康で文化的な生活を享受し、機能的な活動を行うため、自らの地域の街づくりに取り組む権利と責任を有する。
- 市民は、街づくりに関する情報の提供を求めるとともに、街づくりについて提案する権利を有する。
- 街づくりは、魅力ある街を目指し、計画的に進められるべきものであり、市民、開発事業者及び市の相互の信頼と理解のもと、三者の協働と創意工夫によって推進すべきである。

【責務】

○市民の責務

- ☆ 市民は、自らが街づくりの主体であることを自覚し、市民の相互の協力と市との協働により、街づくり活動に積極的に取り組むように努める。
- ☆ 市民は、開発事業者及び市との協働により、魅力ある街づくりの実現のため、計画的な街づくりの推進に努める。

○開発事業者の責務

- ☆ 開発事業者は、自らが行う開発事業の計画の策定にあたり、都市計画マスタープラン等の本市の計画に適合するように努める。
- ☆ 開発事業者は、その開発事業が街づくりに及ぼす影響を自覚し、市民の街づくりに関する計画を尊重し、市の施策に協力し、良好な環境の保全、創造等、魅力ある街づくりの推進に努める。
- ☆ 開発事業者は、周辺住民と市への早期の情報提供及び紛争の予防と解決に対する取組により、市民及び市との協働による街づくりの推進に努める。

○市の責務

- ☆ 市は、市民に対する街づくりに関する情報の提供、市民の街づくり活動に対する支援及び市民と協働による街づくりの推進に努める。
- ☆ 市は、街づくりに関する調査や研究、施策の策定及び計画的な実施に努める。
- ☆ 市は、施策の策定及び実施にあたって、市民の意見の十分な反映に努める。
- ☆ 市は、開発事業者に対する街づくりに関する情報の周知や適切な助言指導、開発事業をめぐる紛争の予防と調整により、市民及び開発事業者との協働による街づくりの推進に努める。

街づくり活動について

市民一人一人が街づくりの主役です。

たくさんの方がさまざまな働き、学び、暮らすわたしたちの街、地域の特性を活かしただれにとっても魅力ある街となるように、街をゆたかに育てていくために、計画的な街づくりが必要です。

みんなで街づくり活動を始めましょう。

提供する街づくりの情報の充実に努めます

市では、街づくり団体間の交流を図るため、街づくり団体名簿を公表するほか、街づくりの活動に役立つ情報の充実と提供方法の整備に努めます。

アドバイザーを派遣します

市では、街づくり活動の内容や状況に応じてアドバイザーの派遣を行い、みなさんの街の計画づくりをお手伝いします。

街づくり団体の発足から、街づくりに関する勉強会、計画づくり、地域での合意形成に至るまで、街づくり活動の段階に応じて、街づくりの経験豊かな専門家をアドバイザーとして派遣します。ご相談ください。



わたしたちの街について考えよう！

わたしたちの住む街には、いろいろな魅力あるところや問題となるところなど、日頃から思っていることがあるのではないのでしょうか？

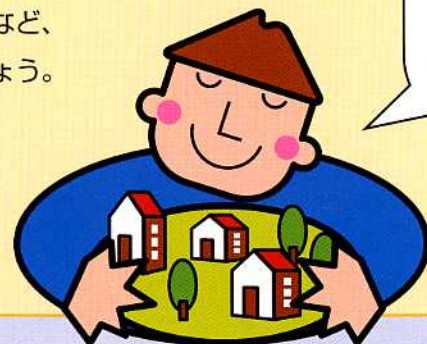
例えば、「今ある街並みが好きだな」「街にちょっと活気がないな」など、身近な仲間などでわたしたちが住む街の魅力や課題を見つけよう。

※困ったこと・心配なこと・こんな街にしたいなど、何か課題が見つかったら市役所の相談窓口へお越しください。

今ある街並みを残したい！



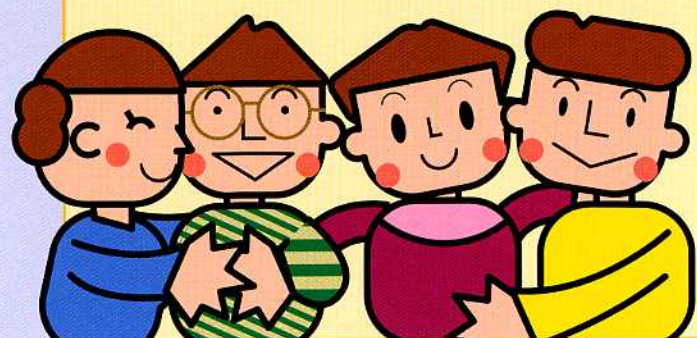
街の好きなところを守りたい！



組織づくりをしましょう！

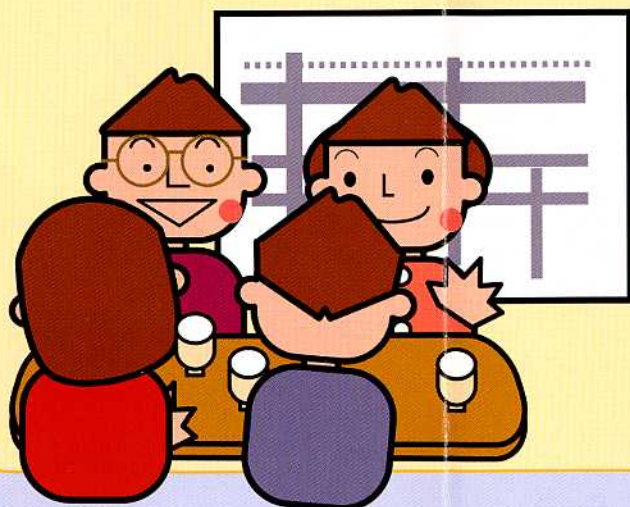
街の魅力の保全や課題の解決の仕方などを考えるために、自治会や商店会など既にある組織だけでなく、いろいろな仲間を中心に街づくりを考える組織をつくり、わたしたちの街について考える新しい仲間づくりをしていきましょう。

※条例では、上記のような組織を「街づくり団体」と呼び、市が支援を行うための街づくり団体名簿に登録することができます。



街の将来像を考えましょう！

街を歩いて街の魅力や課題について発見したことをもとに、マップづくりをしたり、他の街の街づくりについての情報を集めたりしましょう。調査や研究をしながらできるだけ多くの人の意見を聴き、話し合うことが大切です。そして、将来にわたるわたしたちの街のあり方について街づくり団体の中での共有化を図りましょう。

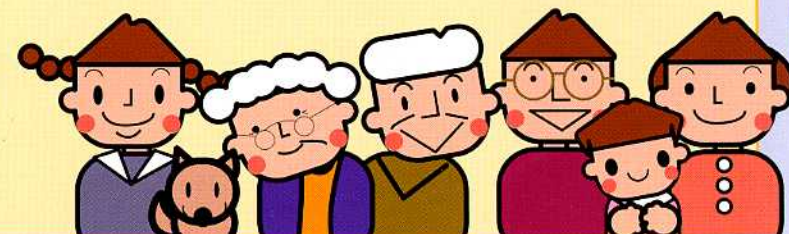


地区街づくり計画をつくりましょう！

街づくり団体で考えた街の将来像が、街区など一定のまとまった区域（おおむね0.5ha以上）を対象とした街づくり活動については、対象の区域や街づくりの目標、土地利用や建築のルールなどを定め、地区に住む人や土地所有者等の同意を集めて、地区の街づくりの計画とすることができます。



※条例では、上記のような計画を「地区街づくり計画」と呼びます。



特定のテーマの街づくり活動を進めましょう！

街づくり団体で考えた街の将来像が、環境・景観・交通など特定のテーマに関する街づくり活動については、それぞれのテーマでの調査、研究、実践的な活動を進めてその成果をまとめ、報告書を作りましょう。



